

## 「おおさか優良緑化賞」小規模部門奨励賞の選考基準について（案）

## 1 選考の考え方

市町村を通じて応募のあった施設について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び「おおさか優良緑化賞」実施要綱の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において選考を行い、その結果に基づき大阪府が受賞者を決定するものとする。

## 2 選考基準

応募のあったものについては、次の基準で選考するものとする。

- (1) 緑量感（視覚的な緑量が確保されているもの）
- (2) 公益性  
（周辺環境との調和や敷地外部への貢献など、公益性の高い緑化が行われているもの）
- (3) 配置・デザイン性  
（スペースの利用、配置やデザインに工夫された緑化が行われているもの）
- (4) 維持管理（適切に維持管理されているもの）

## 3 選考方法

- (1) 選考は提出された応募書類を下表に基づき、各部会委員が事前に採点を実施した後、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において、事務局から応募内容等の補足説明及び部会委員からの質疑等を実施、その内容を踏まえて部会の合計評価点（100点満点 ※各委員20点満点×5委員）を決定し、選考するものとする。
- (2) 選考の参考としてもらうため、事務局は下表に基づき、採点を行い、その結果を各部会委員に事前採点前に伝えるものとする
- (3) 選考は、部会の合計評価点が75点以上のものを採択するものとする

| 選考項目     | 評価の基準   | 配点   |
|----------|---|--|
| 緑量感      | ① 敷地面積に対する緑化の割合が高いか。<br>② 多層植栽や壁面緑化を導入するなど視覚的な緑量（ボリュームがある緑）が確保されているか。                         | （各項目）<br>優 5点<br>やや優 4点<br>良 3点<br>やや良 2点<br>可 1点<br><20点満点> |
| 公益性      | ① 周辺環境との調和がとられているか<br>② 接道部に緑化が配置されるなど、周辺から容易に緑地を見ることができるか<br>③ 府民が立ち入ることができるなど緑地の利用に配慮されているか |  |
| 配置・デザイン性 | ① 建築物とのバランス・調和がとれているか<br>② 周辺の景観形成への寄与があるか<br>③ 緑化空間のデザイン性が優れているか                             |  |
| 維持管理     | ① 枯損や生育不良の箇所が無いなど、適切に維持管理されているか<br>② 灌水施設の設置など維持管理に必要な設備や体制が整っているか                            |  |